| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。） | | | | |
| 適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額 | | | | |
| 適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。） | | | | |

（記載上の注意）

1．「連結自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第66条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。

2．「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

3．遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

| 信用リスク・アセット算出手法 | |
|---|---|

（単位：百万円）

| 項　目 | 当期末 | | 前期末 | |
|---|---|---|---|---|
| | | 経過措置による不算入額 | | 経過措置による不算入額 |
| コア資本に係る基礎項目 | | | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額 | | | | |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | | | | |
| うち、利益剰余金の額 | | | | |
| うち、外部流出予定額（△） | | | | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等 | | | | |
| うち、為替換算調整勘定 | | | | |
| うち、経過措置によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額 | | | | |
| コア資本に係る調整後少数株主持分の額 | | | | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | | | | |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | | | | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | | | | |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| 少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |